

「平成26年度税制改正案」カンタン解説

今年の税制改正大綱は、9月に「秋の税制改正大綱」が発表されたという点が特徴的です。秋の税制改正大綱は、本年4月に控えた消費税増税を受けての景気対策のための税制改正で、法人の設備投資を支援する内容が主な内容となっています。

その上で、昨年12月12日に、通常通りの税制改正大綱が発表されました。こちらの方は全体的にはやはり近年の傾向通り、法人減税、個人増税という内容になっております。

この傾向は今後も続くものと考えられ、中小企業の節税対策として、**役員報酬等による所得分散よりも、内部留保の方が有利な傾向が強く、内部留保の重要性がより高まるもの**と考えられます。

個別の内容については、**法人課税関係は、設備投資関係や所得拡大税制の拡充など**、納税者有利の改正が多く、ぜひチェックしておきたいところです。

また、消費税についても、近年、重要な改正が続いており、今年も**簡易課税制度の「みなし仕入率」の改正**など、不動産業を営まれている方などは、ぜひ知っておいていただきたい内容となっています。

また、個人の所得税に関しては、近年給与所得控除の上限設定や、最高税率の引き上げなど、高所得者に対する増税が目立っておりますが、今年もその傾向通り、**給与所得控除の上限引き下げ**など、増税となる改正がありました。

相続税などの資産税関係は、昨年、基礎控除の引き下げや小規模宅地等の特例の改正など、大幅な改正が行われたばかりということもあつてか、それほど大きな改正はありませんでした。

以上が近年の税制改正の流れと、今年の大綱の概要ですが、以下、個別の内容について、主なものをなるべくわかりやすくまとめてみましたので、ご一読いただければ幸いです。

東京メトロポリタン税理士法人
資産税チーム 高橋 貴輝
東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー4F
TEL:03-3345-8991 FAX:03-3345-8992

第1部 秋の税制改正大綱について

1. 生産性向上設備投資促進税制の創設

(1) 制度の概要

① 要件

青色申告法人が、産業競争力強化法施行の日（平成26年1月から3月の間には施行か）から、平成29年3月31日までの間に、次の設備を取得し国内にあるその法人の事業の用に供すること。

② 設備の内容

イ. 対象資産の規模

機械装置	160万円以上のもの
工具及び器具備品	120万円以上のもの、または30万円以上で一事業年度中の合計額が120万円以上のもの
建物、建物附属設備及び構築物	120万円以上のもの 建物附属設備については、60万円以上で一事業年度の合計額が120万円以上のものを含む
ソフトウェア	70万円以上のもの、または30万円以上で一事業年度の合計額が70万円以上のもの

ロ. 生産性の向上に係る要件

投資計画における投資利益率が15%以上（中小企業者等にあつては5%以上）

※ 経済産業局の確認を受けることが必要です。

ハ. 先端性に係る設備要件の意義

以下の2つの要件のいずれも満たすことをいいます。

最新モデルの要件	所定の期間内に販売が開始された、原則最新モデル
生産性向上の要件	旧モデル比で、生産性が年平均1%以上向上するもの

※ ただし、中小企業者等については、以下のような特例があります。

最新モデルの要件	所定の機械装置については、10年以内に販売が開始されたもので最新モデルの一つ前のモデルでも可
生産性向上の要件	ソフトウェアについては、この要件は不要

③ 制度の内容

次のいずれかの選択適用となります。

イ. 特別償却

通常の減価償却費に加え、②の設備の取得価額の50%の特別償却が可能です。

- ※ ただし、建物、構築物については、25%となります。
- ※ 特別償却は、課税が減免されるわけではなく、あくまで繰延べの制度となっています。

ロ. 特別控除

法人税額から、②の設備の取得価額の4%相当額が税額控除されます。

- ※ ただし、建物、構築物については、2%となります。
- ※ 法人税額の20%相当額が限度となります。
- ※ 特別控除は、課税の減免制度です。

※ 平成28年3月31日までに取得した場合の特例

上記②の設備を、平成28年3月31日までに取得した場合には、以下の通り拡充されます。

- ・ 特別償却 ⇒ 100%の即時償却
- ・ 特別控除 ⇒ 取得価額の5%（建物、構築物は2.5%）

④ 適用時期

平成26年4月1日以後に開始する事業年度より適用されます。

⑤ その他

法人事業税、法人住民税、所得税についても同様の改正が行われます。

(2) 解説

この制度は、上記②にもある通り、最新モデルの設備投資を促進するための制度と考えられます。

また、中小企業者に対しては、最新モデルのひとつ前のモデルでも可能ということから、何が対象となるのかの判断が難しいことが予想されますが、これについては、経済産業省が各メーカーに徹底した指導を行うようですので、実務上は、各資産についての適用の有無は、メーカーに確認することとなりそうです。

2. 研究開発税制の拡充

(1) 制度の概要

研究開発税制とは、「総額制度」、「特別試験研究制度」、「中小企業技術基盤強化制度」、「増加型」の4つの制度から構成されており、一定の要件を満たせば、一定金額を法人税額から控除することができるという制度です。

(2) 改正内容

① 増加型の改正

上記4つの制度のうち「増加型」について、以下の改正がありました。

	現行	改正後
要件1	当期試験研究費 > 比較試験研究費 ※ 過去3年間の平均より1円でも上回っていれば、満たすことができました。	増加試験研究費 > 比較試験研究費 × 5% ※ 増加割合が5%超となることが要件となります。
要件2	当期試験研究費 > 基準試験研究費 ※ 過去2年間の最高額を上回る必要があります。	当期試験研究費 > 基準試験研究費 ※ 改正はありません。
控除額	増加試験研究費 × 5%	増加試験研究費 × 30% (増加割合限度) ※ 5%から30%へ大幅に拡充されます。

(※) 増加試験研究費 = 当期試験研究費 - 比較試験研究費
比較試験研究費 = 過去3年の試験研究費の平均
基準試験研究費 = 過去2年の試験研究費のうち、最も大きい金額
増加割合 = 増加試験研究費 / 比較試験研究費

② 適用期限の延長

適用期限が平成29年3月31日までに開始する事業年度まで3年間延長されます。

③ その他

所得税、法人住民税（中小企業者等）についても同様の措置が設けられます。

④ 適用時期

大綱には、記載されていませんが、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から適用されるものと考えられます。

(3) 解説

この制度は、研究開発を頑張っている企業に対して、減税をするという制度ですが、(2)をご覧いただくとわかる通り、1円でも増えていればよかったところを、5%超の増加を求められることとなり、要件が多少厳しいものとなりましたが、その代わりに、控除額が5%から30%と大幅に拡充されることとなりました。

3. 所得拡大促進税制の拡充

(1) 制度の概要

この制度は、次の要件を満たした場合には、法人税額の10%（中小企業等の場合は20%）の税額控除をすることができるという制度です。

- ① 給与等支給額が基準事業年度の給与等支給額と比較して、5%以上増加すること
- ② 給与等支給額が前期の給与等支給額を超えること
- ③ 平均給与等支給額が前期の平均給与等支給額を以上であること

※ 基準年度とは、1年決算の場合は、平成25年4月1日以後に開始する事業年度の直前の事業年度のことをいいます。（3月決算の場合は、平成24年4月1日から平成25年3月31日の事業年度ということになります。）

※ 平均給与等支給額とは、簡単に言うと、従業員一人当たりの給与の支給額です

(2) 改正内容

- ① 上記①の要件「5%以上」の部分が、次の事業年度の区分に応じて、以下の通り緩和されます。

適用年分	現行	改正後
平成27年4月1日前開始年度	5%以上	2%以上
平成27年4月1日～平成28年3月31日の開始年度		3%以上
平成28年4月1日～平成30年3月31日の開始年度	適用なし	5%以上

- ② 上記③の要件が、以下の通り改正されます。

改正ポイント	現行	改正後
平均給与等支給額の算定対象者（誰の平均か）	国内雇用者	継続雇用者
平均給与等支給額	前期以上	前期を超える

※ 継続雇用者給与…雇用保険法の一般被保険者に対する給与等をいいます。
ただし、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の継続雇用制度に基づき雇用される者に対する給与等は除かれます。

③ 適用期限の延長

適用期限が平成30年3月31日までに開始する事業年度までに2年間延長されます。

④ その他

所得税、法人住民税（中小企業者等）についても、同様の措置が設けられます。

⑤ 適用時期

平成26年4月1日以降に終了する事業年度から適用されます。

（3）解説

この所得拡大促進税制は、雇用促進税制との選択で適用できる制度です。

この2つの制度は、景気対策として、従業員の給与を増やすという目的は同じものですが、雇用促進税制は、雇用者数の増加を目的にするものであるのに対し、この所得拡大促進税制は、**1人ひとりの従業員の給与を上げることを目的とする点**で異なります。

しかしながら、改正前の制度では、給与の増減の判定を、その事業年度ごとに在籍する従業員で判定していたため、中途入社や退職などがあった場合には、本当に在籍している従業員の給与が上がったのかがわからない、という問題点がありました。

その点を解消しようとするのが、上記（2）②の改正です。難しい用語が並んでいますが、要するに、前期と当期の両方に在籍していた従業員のみで判定しようとする改正ということです。

また、①の改正は、適用年度の延長に伴い、従来からあった期間（平成28年3月31日開始年度）について、要件を緩和したものです。

4. 中小企業等投資促進税制の拡大

(1) 制度の概要

この制度は、中小企業者等（資本金1億円以下の青色申告法人のうち一定のもの）が、新品の機械等に設備投資をした場合、特別償却や特別控除（税額控除）が受けられるという制度です。

(2) 改正内容

① 特別償却、特別控除の拡充

上記1. 生産性向上設備投資促進税制の②の設備に該当するものについては、特別償却、特別控除が以下の通り拡充されます。

対象者	現行	改正後
資本金1億円以下等の中小企業者等	取得価額×30%の特別償却 特別控除はなし	即時償却 か 7%の特別控除
資本金3,000万円以下等の特定中小企業者等	取得価額×30%の特別償却 か 7%の特別控除	即時償却 か 10%の特別控除

※ 特別償却⇒減価償却費に上乗せして計上できるもので、課税の繰延に過ぎません。

※ 即時償却⇒減価償却により、数年に分けて費用計上することなく、一度に全額損金算入することができるもので、課税の繰延に過ぎません。

※ 特別控除⇒法人税額から税額控除できるもので、課税の減免制度です。

② 適用期限の延長

平成29年3月31日までに取得した資産に対して、適用されます。

③ その他

所得税についても、同様の改正が行われます。

(3) 解説

この制度は、従前から存在する制度ですが、現行では、上記(2)①の通り特別償却については30%、特別控除は、中小企業者等であり、かつ資本金が3,000万円以下である法人についてしか認められていませんでした。

これが特別償却については、即時償却（100%償却）が可能となり、資本金3,000万円超の中小企業者にも特別控除が認められることとなります。

5. 中小企業者等の少額減価償却資産の即時償却の延長

30万円未満の資産を取得した場合には、その取得価額の合計額が300万円に達するまでは、一括して損金算入ができるという制度です。

この制度は、平成26年3月31日で期限が切れてしまうのですが、今回の改正で、2年間延長され、平成28年3月31日までとなりました。

6. その他

その他、詳細な解説は省略させていただきますが、秋の税制改正大綱では、ベンチャー企業に対する投資についてのリスクヘッジや資本関係のない企業との組織再編（合併など）によるイノベーションを促進する目的で、一定の準備金の損金算入が認められる制度も創設されています。

第2部 冬の税制改正大綱について

個人課税に関する改正

1. 給与所得控除の上限引き下げ

(1) 改正内容

個人の給与所得については、給与収入から一定の金額を給与所得控除として控除することができますが、この控除額の上限が下記の通り、引き下げられることになります。

	現行	平成28年分 (注1)	平成29年分以後 (注2)
給与収入金額	1,500万円	1,200万円	1,000万円
上限額	245万円	230万円	220万円

(注1) 個人住民税については、平成29年度分について適用されます。

(注2) 個人住民税については、平成30年度分から適用されます。

(2) 解説

この給与所得控除については、従来は給与収入の金額に比例して、控除額も上限なく増加していたのですが、まず、第一段階として、平成24年度の税制改正で現行

の通り、上限が設けられることとなりました。

これにより、給与収入1,500万円以上の方は、給与収入がいくら増えても給与所得控除は245万円で頭打ちとなりました。

今回の税制改正は、さらに、これを段階的に引き下げていくという内容です。ただし、この引き下げによる税負担の増加は、数万円程度となっておりますのであまり敏感に反応する必要もないのではないかと思います。

しかしながら、今回の大綱では見送られましたが、法人の役員の給与所得控除をさらに引き下げる案もあり、今後の動向には目が離せないと共に、法人減税、個人増税の流れを考えると、今後は、役員報酬をとって所得税を支払うよりも、法人に内部留保し、法人税を支払った方が有利という状況が多くなることが予想されます。

2. NISA（少額投資非課税制度）の改定

（1）制度の概要

かねてより大々的に報じられていたNISAが、本年1月1日よりついにスタートとなりました。

この制度は、ニュースなどでご存知の方も多いかと思いますが、株式などに投資する際、金融機関に専用の口座を開設し、その口座に対する毎年100万円ずつ（5年間で500万円が上限）までの投資については、売却益や配当に税金がかからないものとする制度です。

（2）制度の問題点と改正内容

この制度は、以前から、以下のような使い勝手の悪さが指摘されてきました。

- ① 一つの金融機関にしか口座が開設できない
- ② 一度口座を開設すると、最短でも5年間は他の金融機関に変更することができない
- ③ 一度口座を廃止すると、最短でも5年間は新しく口座を開設することができない。

現在、NISAについては、各金融機関が様々な内容のキャンペーンを展開している中で、上記の内容は、より問題視されるようになりました。

そこで、このうち②と③については、今回の税制改正大綱で、以下のように改正されることとなりました。

②について

⇒ 口座を開設した翌年からは、金融機関を変更することができる。

③について

⇒ 一度口座を廃止しても、再び新しく口座を開設することができる。

※ いずれも、事前に金融機関を通して一定の手続きが必要です。

①の問題点については、いまだ改善されていませんが、これは、複数の金融機関に口座を開設してしまうと、事務手続きのミスなどにより、一人当たりの非課税枠（最大500万円まで）が適正に管理できないことも考えられるため、ある程度仕方のないことなのではないかと思われます。

4. 相続税の取得費加算の改正

(1) 制度の概要

資産を売却した場合、譲渡所得税が課税されることとなりますが、この制度は、相続により取得した財産であれば、相続開始（亡くなった日）から3年10ヶ月以内に売却すれば、相続税額のうち一定額を、譲渡所得の計算の際、取得費に加算することができ、譲渡所得税が軽減される、という制度です。

ちなみに譲渡所得は、以下の通り計算されます。

$$\bullet \text{ 売却金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) = \text{譲渡所得}$$

つまり、取得費に加算できるということは、譲渡所得から控除される金額が大きくなり、税額が軽減されるということです。

(2) 改正内容

① 土地等の特例の廃止

売却した財産が、土地や借地権など（土地等）の場合には、一部の土地等を売却した場合であっても、土地等全体に対する相続税を取得費に加算できるという特例がありました。これが廃止され、土地等が優遇されなくなります。

② 更正の請求の法定化

この制度は、相続税の申告前に売却した場合には適用することができず、相続税の申告書を提出した後、改めて適用を受けることとなります。その方法が、従来は税務署に嘆願をするという、いわば法律に基づかない非公式な手続きにより行われていました。これが「更正の請求」という、法律に基づく正式な手続きに

より行なうことになりました。

③ 適用時期

この改正は、平成27年1月1日以降の相続により取得した資産について適用されます。

(3) 解説

この制度で、取得費に加算できる相続税額は、以下の通り計算されます。

$$\text{相続税額} \times \frac{\text{売却した財産の金額}}{\text{すべての相続財産の金額}} = \text{取得費加算額}$$

つまり、相続税額のうち、売却した財産に対応する相続税を、取得費に加算できるというものです。

ところが、相続財産が土地等の場合には、相続税の納税資金を捻出することが困難であり、土地を売却せざるを得ないケースが多くなります。

そこで、このような場合の救済措置として制定されたのが、上記(2)①にある土地等の特例です。

この場合、取得費に加算できる金額がより大きくなるよう、以下の算式で計算されます。

$$\text{相続税額} \times \frac{\text{すべての土地等の金額}}{\text{すべての相続財産の金額}} = \text{取得費加算額}$$

つまり、他の財産のように、譲渡したものに限らず、相続財産に含まれるすべての土地等に対応する相続税額を加算できる、ということです。

しかしながら、この特例は、バブルの時期に制定されたもので、当時は地価が今よりも高騰しており、土地保有者に対する救済措置がより重要な時代でした。

これに対し、現在は当時に比べると土地の価格も下落しており、重要性が落ちていることが会計検査院より指摘されており、今回の改正でこの特例が廃止されることになりました。

5. ゴルフ会員権等の損益通算の廃止

(1) 制度の概要

所得税では、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得など10種類の所得があり、それぞれ別々に計算されますが、ある一定の所得どうしは、所得と損失を相殺できる損益通算という制度があります。

現行では、ゴルフ会員権の譲渡損失についても、この損益通算が可能となっております。

(2) 改正内容

- ① ゴルフ会員権等の譲渡損失の損益通算適用除外
ゴルフ会員権等の譲渡損失が、損益通算の対象から除外されます。
- ② 適用時期
平成26年4月1日以降に行う譲渡について適用されます。

(3) 解説

この損益通算という制度は、「生活に通常必要でない資産」については、対象外となっています。ところが、ゴルフ会員権については、なぜかこの範囲に含まれず、損益通算が可能でした。

すなわち、ゴルフ会員権を売却して損失を出した場合には、給与所得などと損益通算して、多額の所得税の還付を受けることが可能だったのです。

このような取扱いには、当然のことながら合理性はありませんので、以前から問題視されていましたが、関係団体の反対などもあり、長い間放置されていました。

これが、ついに今回の税制改正で、適用できないこととなります。

なお、ゴルフ会員権だけでなく、リゾートホテルの会員権なども同様です。

なお、適用時期は、平成26年4月1日以降となっておりますので、3月末までの売却であれば、損益通算が可能となります。

多額の含み損があるゴルフ会員権等をお持ちで、あまり使用していないようであれば、それまでに売却することをお勧めいたします。

6. その他個人課税

(1) 臨時福祉給付金の非課税

目安として年収200万円以下の低所得者への消費税増税対策として、年間1万円～1万5,000円程度の給付金が支給される、臨時福祉給付金という制度が創設されましたが、この給付金に対して所得税や住民税を課税しないこととしました。

(2) 居住用財産の買換え特例の要件の改正

① 制度の概要

この制度は、マイホームを買換えた場合に、買替え資金が不足しないよう、売却にかかる譲渡所得税の課税を繰延べるという制度です。

ただし、あくまで繰延べの制度ですので、新しいマイホームを将来再び売却した際には、繰延べられた分が上乗せして課税されることとなります。

② 改正の内容

イ. 適用要件の一つである、「譲渡対価が1億5,000万円以下であること」が「1億円以下であること」に引き下げられました。

ロ. 適用期限が2年間延長され、平成27年12月31日までの譲渡に対して適用されます。

③ 適用時期

上記イの改正は、平成26年1月1日以降に行った譲渡について適用されます。

資産課税に関する改正

1. 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設

(1) 制度の概要

医業の継続をするために、一定の医療法人について、持分の定めのない医療法人への移行計画を後押しすることを目的とした、相続税および贈与税の納税猶予の制度が創設されます。

① 相続税の納税猶予

適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続人が持分の定めのある医療法人の持分を相続又は遺贈により取得すること ・ その医療法人が相続税の申告期限において認定医療法人（仮称）であること ・ 担保の提供を行うこと。
猶予税額等	持分を取得した相続人が、仮にその持分のみを取得したものと仮定して計算した相続税額の納税が猶予されます
猶予期限	持分の定めのない医療法人への移行計画（仮称）の期間満了まで
免除事由	移行期間内にその相続人が持分の全てを放棄した場合は、猶予された相続税が免除されます
全部確定事由	次の場合には、納税猶予分の相続税を全額納付し、さらに申告期限からの利子税を併せて納付しなければなりません <ul style="list-style-type: none"> ・ 移行期間内に持分の定めのない医療法人に移行しなかった場合 ・ 認定の取消し、持分の払戻し等の事由が生じた場合
一部確定事由と納付税額	基金拋出型医療法人（仮称）に移行した場合には、納税猶予額の一部を納付し、さらに利子税を納付しなければなりません。

② 贈与税の納税猶予

贈与税についても、上記相続税と同様の制度があります。

(2) 解説

医療法人の非営利性を徹底させるという見地から、医療法改正によって、平成19年4月1日以後は「出資持分のない医療法人」しか設立できないこととなっています。

この点、医療法改正前からある「出資持分のある医療法人」については、特例として当分の間存続してよいこととなっていますが、国としては、「出資持分のある医療法人」を早期に撤廃したい、という考えがあります。

これは、要するに、医療法人の出資というのは、株式会社という株式にあたり、これがあると、「営利性」という側面が排除できないという考え方によるものです。

この制度は、持分の定めのない医療法人への移行の過程で、出資持ち分の放棄により贈与税や相続税の課税が発生すると、移行がスムーズにいかないため、納税猶予制度を創設することにより、移行の障害にならないようにするという趣旨で設けられたものです。

法人課税に関する改正

1. 復興特別法人税の前倒し廃止

(1) 制度の概要

この制度は、東日本大震災の復興財源確保のため、平成24年度から3年間、法人税額の10%を課税するという制度です。

また、預金利息などから徴収されている、復興特別所得税については、この復興特別法人税から控除することとなっています。

(2) 改正の内容

① 前倒し廃止

この復興特別法人税が1年前倒しで廃止されます。

② 復興特別所得税について

復興特別法人税の廃止後は、通常の法人税額から控除できることとなります。

(3) 解説

この改正も、法人減税、個人増税の流れどおりの改正となります。ニュースなどでも話題になっていましたが、法人税率引き下げの一環として、この復興特別法人税が前倒しで廃止となりました。

2. 地方法人税制の改正

(1) 改正の内容（主なもの）

① 法人住民税の法人税割の税率が、次の通り改正されます。

	現行		改正後	
	標準税率	制限税率	標準税率	制限税率
道府県民税法人税割	5.0%	6.0%	3.2%	4.2%
市町村民税法人税割	12.3%	14.7%	9.7%	12.1%

② ①により減税された法人住民税法人税割の代わりに、以下の通り、国税とされる地方法人税（仮称）が新しく創設されます。

納税義務者	法人税を納める義務がある法人
課税標準	法人税額（所得税額控除等を適用しないで計算）
税率	4.4%

- ③ 地方法人特別税の税率が、下記の通り改正されます。

納税義務者	現行	改正後
外形基準が適用される法人 （株式会社の場合は、資本金1億円超）	148%	67.4%
外形基準が適用されない法人 （株式会社の場合は、資本金1億円以下）	81%	43.2%

- ④ 法人事業税の税率が、以下の通り改正されます。

イ. 資本金1億円超の普通法人等の所得割の標準税率

所得等の区分	現行	改正後
年400万円以下の所得	1.5%	2.2%
年400万円～年800万円以下の所得	2.2%	3.2%
年800万円超の所得	2.9%	4.3%

ロ. 資本金1億円以下の普通法人等の所得割の標準税率

所得等の区分	現行	改正後
年400万円以下の所得	2.7%	3.4%
年400万円～年800万円以下の所得	4%	5.1%
年800万円超の所得	5.3%	6.7%

- ⑤ 適用時期

平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

（2）解説

地方自治体の財源である地方税については、人口の偏りなどにより、税収の偏在性が問題となっています。この調整を行っているものが、上記の税制ですが、ちょっと複雑でわかりにくくなっています。消費税が10%になる時には、再度全体的な調整がされると思われ、上記は当面の間の税制と思われれます。

3. 交際費課税の改正

(1) 制度の内容

皆様もご存じのとおり、交際費については、法人税額の計算上、一定金額は損金の額に算入することができません。

<現行>

- ・ 大法人(資本金1億円超)の場合 ⇒ 全額損金不算入となります。
- ・ 中小法人の場合 ⇒ 年間800万円までは、損金算入ができます。

(2) 改正内容

① 飲食費の損金算入

- ・ 大法人の場合 ⇒ 交際費のうち、飲食費に限り、50%を損金算入することができるようになります。
- ・ 中小法人の場合 ⇒ 現行の年間800万円までの損金算入よりも、飲食費の50%の方が大きい場合は、その金額を損金算入することができるようになります。

※ ここでいう飲食費からは、社内の役員、従業員、その家族のみの飲食は除かれます。

② 適用期限の延長

適用期限が2年間延長されて、平成28年3月31日までに開始する事業年度となります。

③ 適用時期

大綱には記載がありませんが、平成26年4月1日以後に開始する事業年度において適用されると考えられます。

(3) 解説

この改正は、景気対策の一環として、行われるものです。つまり、特に大法人に飲食による接待を積極的に行ってもらい、景気を良くしていこうという趣旨です。

また、とりわけ中小法人については、すでに800万円までは損金算入が認められていますが、この新しい取り扱いのほうが有利になる場合は、そちらを適用することができるようにするという改正です。

とはいっても、飲食費として1,600万円以上支出しないと、有利にはなりませんので、中小法人にとっては、あまり影響のない改正といえます。

4. 特別控除の上限設定

(1) 制度の内容

今回の大綱でも、「生産性向上設備投資促進税制の特別控除」、「中小企業等投資促進税制の特別控除」、「研究開発税制」、「所得拡大促進税制」、「雇用促進税制」など、法人税額から直接控除することができる制度をいくつかご紹介しました。

この他にも、法人税法では、国の政策に合致する取引などを後押しするため、様々な控除の制度があります。

これら一つ一つの制度については、「法人税額の20%を限度とする」などの制限が設けられているものもありますが、同時に複数の制度の適用を受けた場合には、上限なく控除を受けることができ、法人税額を0円にすることも可能となっています。これに上限を設けようという改正です。

(2) 改正の内容

同時に複数の制度の適用を受けた場合には、控除額は、法人税額の90%を上限とすることとなりました。

なお、税制改正大綱には、明確な適用時期の記載はありませんでしたが、平成26年4月1日以降に開始する事業年度より適用されるものと考えられます。

消費課税に関する改正

1. みなし仕入れ率の改正

(1) 制度の概要

消費税は、売上に係る消費税から仕入に係る消費税を差し引いて、その差額を納税するという計算をします。

ただし、課税売上高が年間5,000万円以下（実際は、2年前の金額で判定します。）の小規模な事業者に関しては、簡便的な計算方法が用意されています。

これは、簡易課税制度と呼ばれ、仕入にかかる消費税の集計は一切行わず、売上だけを集計し、これに業種ごとに定められた「みなし仕入れ率」をかけることで、簡便的に仕入に係る消費税額を計算しようとするものです。

この「みなし仕入れ率」は、業種ごとに第1種事業から第5種事業に分類され、それぞれ以下のようになっています。

- ・ 第1種事業 ⇒ 90%（卸売業など）
- ・ 第2種事業 ⇒ 80%（小売業など）
- ・ 第3種事業 ⇒ 70%（製造業、建設業など）
- ・ 第4種事業 ⇒ 60%（金融・保険業、その他の事業など）
- ・ 第5種事業 ⇒ 50%（不動産業など）

（2）改正内容

① みなし仕入れ率の改定

上記みなし仕入れ率が、次のように改正されます。

業種	現行の率	改正後の率
金融業及び保険業	第4種事業 (60%)	第5種事業 (50%)
不動産業	第5種事業 (50%)	第6種事業 (40%)

② 適用時期

平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

（3）解説

簡易課税の場合、実際の仕入額ではなく、みなし仕入れ率を使いますので、本来の消費税額とは差額が生じることとなり、実際には少なく計算される傾向にあります。

すなわち、消費者から預かった消費税の一部が、事業者のものになってしまう「益税」の問題が指摘されています。

そこで、以前から、実際の仕入れ率とみなし仕入れ率の乖離が大きいものとして指摘されていた、金融・保険業や不動産業の仕入れ率を引き下げることとなりました。不動産業については、今まではなかった第6種事業（40%）が設定されることになりました。

なお、与党税制調査会の資料によると、会計検査院の見解として、「今後、財務省において、簡易課税制度の在り方について、引き続き、様々な視点から有効性および公平性を高めるよう不断の検討を行っていくことが肝要」と記されていますので、今後、さらなる改正が行なわれていく可能性があります。

以上、平成26年度税制改正案の主なものを紹介させていただきました。